

別添資料

1. ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ
2. 対象4か国基本情報
3. 対象6案件基本情報
4. 対象案件の結果・プロセスの概要(カンボジアを除く)
5. カンボジア女性省組織図
6. 面談者リスト
7. 参考文献

ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ

平成17年3月

日本政府

1 基本的な考え方

- (1) 我が国は、第1回世界女性会議(1975)において採択された世界行動計画を始めとし、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979)、北京宣言・行動綱領(1995)、国連ミレニアム宣言(2000)等、女性のエンパワメントとジェンダー平等の達成を目指す一連の国際的な誓約¹を支持してきた。国内においても、男女共同参画社会基本法(1999)を施行し、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講じるよう努めることを規定している。政府開発援助(ODA)政策においては、1995年に「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」を発表し、その後、国際開発機関への拠出や二国間援助を通じ、女性の教育、健康、経済社会活動への参加の3分野を中心に支援を行うとともに女性の開発プロセスへの統合に努めてきた。また、2003年8月にはODA政策の基本文書であるODA大綱を改定し、基本方針として公平性の確保を定め、男女共同参画の視点の重視を明記した。2005年2月にはODA大綱を受けて、新たにODAに関する中期政策を策定した。
- (2) 21世紀を迎え、開発途上国の人々を取り巻く状況は大きく変化している。経済や政治のグローバル化の進展は、開発途上国の女性に雇用や能力向上の機会を提供した。1990年代に社会、経済、政治面でジェンダー格差は大きく改善されてきた一方、紛争、テロ、難民の発生、HIV/エイズを含む感染症の蔓延、人身取引(トラフィッキング)、地震、津波や洪水などによる大規模な自然災害や環境問題等、特に女性や子どもに深刻な影響を及ぼす地球的規模の課題への対応が必要となってきた。また、依然としてジェンダー不平等が存在していることから、ミレニアム開発目標(MDGs)においても、国際社会が一体となって達成に向け取り組むにあたり、ジェンダー平等の推進と女性の地位向上の推進が不可欠であり、すべての目標においてジェンダーの視点に考慮して活動することが重要であると認識されている。
- 国際協力の分野では、開発途上国の女性の地位向上に着目した「開発と女性(WID)」という開発アプローチに加え、「ジェンダーと開発(GAD)」というアプローチが、1980年代以降重視されるようになった。GADは、開発におけるジェンダー不平等の要因を、女性と男性の関係と社会構造の中で把握し、両性の固定的役割分担や、ジェ

¹女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979)、女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略(1985)、国連環境開発会議アジェンダ21(1992)、国連世界人権会議ウィーン宣言及び行動計画(1993)、カイロ国際人口・開発会議行動計画(1994)、北京宣言・行動綱領(1995)、国連特別総会女性2000年会議成果文書(2000)、国連ミレニアム宣言(2000)、国連安全保障理事会決議1325号(2000)等。

ンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチである。GADアプローチは、ジェンダー不平等を解消するうえでの男性の役割にも注意を払うとともに、社会・経済的に不利な立場におかれている女性のエンパワメント²を重視する。GADアプローチを定着させる方法として、1995年の第4回世界女性会議以後、「ジェンダー主流化³」が国際社会で重視されるようになった。

ジェンダー主流化とは、すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスである。従来、ジェンダーの視点から中立と考えられてきた開発政策や事業が、結果として男性と女性に対し異なる影響をもたらす例もあるため、特に女性を直接に裨益の対象としない開発政策においてもジェンダーの視点に立って策定されることが重要である。また、開発事業を進めるにあたり、男女の生活状況やニーズの違いを事業の計画段階で的確に把握し、実施の際に考慮することによって、開発援助をより効果的・効率的に実施できる。ジェンダー主流化のプロセスでは、女性と男性が平等に開発に参画しかつ便益を受け、不平等が持続しないよう考慮しながら、政治・経済・社会といったあらゆる分野を対象とした法律、政策・施策・事業を策定し、その実施状況をモニタリング・評価することが強く求められる。

- (3) ODA大綱及びODA中期政策の下で、開発におけるジェンダー平等推進に対して一層効果的に取り組むために、この度、第4回世界女性会議から10年を経た節目の年に、1995年に発表した「WIDイニシアティブ」を抜本的に見直し、ここに新たに「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」を発表する。新しいイニシアティブでは、開発途上国のオーナーシップを尊重しつつ、当該国におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを目的とする取組に対して、我が国ODAを通じた支援を一層強化するためにジェンダー主流化に基づく取組を示す。

2 ジェンダー主流化のための基本的アプローチ

本イニシアティブを通じ、ODA全般にわたって、かつ、ニーズ把握から政策立案、案件形成・実施・モニタリング・評価に到る一連のプロセスを通じてジェンダー主流化を図る。そのための基本的アプローチは以下の通りである。

(1) 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化

国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針などの策定に当たっては、ジェンダー平等の視点を十分に踏まえるよう努める。また、政策協議等の場を活用し開発途上国におけるジェンダー平等のための課題の共有を図る。特に、開発途上国の状況に即した協力を可

² エンパワメントとは、個人として、そして/あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

³ ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段である。

能とすべく、男女別の基本データ並びに開発途上国のジェンダーに関する課題及び取組状況を十分把握するよう努める。

(2) ジェンダー分析の強化及び女性の参加促進

ジェンダー不平等を形成する要因はその国・地域の経済構造、政治、文化、社会、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであることから、案件の対象となる女性・男性が公正な便益を享受できるよう、必要に応じ案件の計画段階において、受益者に関する情報、ニーズ、案件によりもたらされる影響等を性別に把握することが重要である。その観点から、ジェンダーの視点に立った事前評価を強化し、必要に応じ女性の社会的・経済的状况を把握するための調査等を支援する。同時に、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において、男性と女性が同等に意思決定プロセスに参加できるよう配慮を行う。また、案件実施中・実施後に、ジェンダーの視点に立った案件のモニタリング及び評価、ならびに効果的なフィードバックも行うべく努める。

(3) ジェンダー平等を推進する政策・制度支援

北京宣言・行動綱領や女子差別撤廃条約等、女性のエンパワメントとジェンダー平等の達成を目指す国際的な誓約の実現にむけた開発途上国自らによる取組を支援することが重要である。その観点から、女性の地位向上のための国家政策の策定、国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）の機能強化、ジェンダーの視点に立った法律や制度の整備、ジェンダー統計の整備、ジェンダー研修等を通じた政府関係者の意識向上等、開発途上国による取組を支援する。

(4) 国際社会・NGOとの連携強化

他の援助国や国際援助機関、内外の大学や教育・研究機関、NGOや市民社会との連携を強化する。これらの機関等との連携を通じて、我が国に知見や経験の蓄積がまだ十分でない分野における支援の強化及び開発途上国のジェンダーに関する概況や統計などに関する情報の共有に努める。さらに、我が国と開発途上国の女性支援センターやジェンダー研究センターを含む教育研究機関等との連携を通じ、センターの管理運営や活動内容等に関する我が国の知見の活用を促進する。また、開発途上国の主体性を高め、開発途上国間の知見の共有と相互協力を強化するために南南協力を支援する。

(5) 組織の能力向上及び体制整備

本イニシアティブを推進するため、我が国のODA関係者のジェンダーに関する問題への意識を更に向上させるとともに体制を強化する。そのため、ODA関係諸機関の職員および事業関係者の研修の強化、政府及び実施機関のODA担当部署へジェンダー主流化を担う職員の配置等を通じ実施体制の充実に努める。ジェンダー主流化の実施状況を把握すべく、ジェンダーの視点を組み込んだ案件の統計の整備を進める。

3. ジェンダー主流化の視点に立った分野別の具体的取組

ODA大綱、並びにODA中期政策の重点課題に取り組むに当たっては、ジェンダーは分野横断的な課題であることに留意しつつ、例えば以下のような観点から積極的に取り組んでいく。なお、取組に当たっては個々の人間に着目した「人間の安全保障⁴」の視点を考慮することが重要である。

(1) 貧困削減

貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な要因に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、意思決定過程への参加機会がないことにも起因しており、社会、文化、政治などの多面的な対応が必要な開発課題である。世界で貧困状態にある11億人の約70%は女性とも言われ、例えば、世界の非識字者の3分の2を女性が占める等、経済、社会、政治の多くの面でジェンダー不平等が顕在している。したがって、貧困削減を目的とした政策や事業計画の策定にあたっては、女性も男性と同じように裨益できるよう、様々なサービスや支援機会への女性のアクセス向上に配慮し、女性の意思決定プロセスへの参加を促進する。

教育分野については、女子が通学のしやすい社会・経済環境の形成や遠隔教育の活用等を通じた教育機会への平等なアクセスの確保および識字率、就学率(特に初等・中等教育)、修了率等におけるジェンダー格差の解消、ジェンダーに配慮した教育関連の法律の整備や制度及び教育政策の策定、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを促進するような教育内容(カリキュラム・教材等)の開発、教育行政担当者や教員のジェンダーに関する理解促進や教授法の研修、親や地域の意思決定者を含むコミュニティにおける女子教育の重要性に関する意識向上などを支援する。

保健分野については、保健医療サービスへのアクセス格差やHIV/エイズを含む性感染症に対する女性の脆弱性等、ジェンダーに起因する健康面の格差の解消、また、ライフサイクルを通じた女性固有の健康上のニーズへの対応や、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康および権利)を推進する。具体的には、良質で安価な保健医療サービスへの女性と男性の平等なアクセスの確保、女性と男性・家族・地域社会等に対するリプロダクティブ・ヘルス及び家族計画に関する情報・教育の普及、妊産婦死亡率・乳児死亡率の低減のための母子保健サービス強化、女性の生涯にわたる健康支援のための制度や医療設備・体制の整備、統計を含む研究の推進等を行う。

農村開発及び農林水産分野については、女性が生産において果たす役割が軽視されがちであり、土地所有や相続権などの権利がなく生産資源を活用できない等の問題も生じるこ

⁴ 「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

とがある。また、地域によっては出稼ぎ等による都市部への流出や紛争による男性の労働人口の減少により、農業における女性が果たす役割がさらに増大している。農村開発における女性の役割および男女間で異なる農業生産物の生産目的の違いを認識し、女性の農業労働負担の軽減に資する施設整備、栽培技術、家畜飼育や養殖等の高収入が得られる技術の普及、食品加工業への女性の参画、女性生産者の組織化とその運営強化、農薬や化学肥料の利用方法を習得するための研修に関する支援等を行う。また、開発途上国の農村部では、湧水や河川、森林などの自然資源に依存した生活を送っており、生活用水や燃料の確保は多くの場合女性の役割とされているため、自然資源管理を進めると同時に水くみや薪集めなどの女性の再生産労働が軽減される措置を支援する。

(2) 持続的成長

持続的成長のための経済政策や経済社会基盤（インフラ）の整備も男性と女性に対して異なる影響をもたらすことから、計画・実施においてジェンダーの視点を組み入れないとその恩恵が女性に届かないばかりか、女性の状況を更に悪化させる場合がある。また、女性と男性の生活状況やニーズの違いをインフラ事業の計画段階で的確に把握・分析し、実施の際に考慮することにより、インフラ事業の効果や効率性の拡大につながることも明らかとなってきている。したがって、政策や事業の策定段階においては、男女が共同して意思決定過程に参加し、また、事業の恩恵が女性に公平に届くよう配慮する。

インフラ分野については、ジェンダーの視点に立った計画・実施を推進し、女性の裨益が確保されていくよう、必要に応じ対策を講じる。例えば、プロジェクトの関係者に対するジェンダー研修の実施や女性の雇用機会の拡大等も配慮する。

経済・労働分野においては、女性は相対的にインフォーマル・セクターや非正規雇用による経済活動に多く携わる傾向にある。また、地域社会・世帯内での無償労働は経済統計に含まれていない。このような状況を踏まえて、賃金や職種などの労働条件の違いによるジェンダー不平等の是正、貧困女性が恩恵を受けられるような貿易・投資政策の策定、産業及び雇用における女性の経済機会拡大のための能力強化、女性の起業家育成及び女性のためのマイクロファイナンス支援、フォーマル/インフォーマル・セクターにおける女性労働者の権利や法的保護の促進、女性及び男性の職業及び家族責任の両立促進等を支援する。

(3) 地球的規模の問題への取組

広域におよぶ地震や洪水などの自然災害、自然環境の劣化・環境汚染等の環境問題、人身取引や暴力を含む人権上の問題やH I V / エイズを含む感染症など、地球的規模の課題においてもジェンダーの視点に立った取組が必要である。地球的規模の課題への取組を進めるにあたっては、男女別のニーズを把握しながら、女性の生活環境を脅かすような要因や、女性に有害かつ差別的な伝統や慣習の撤廃を促進する支援を女性および男性の参画を得つつ推進する。

環境分野においては、開発途上国の農村部では、自然資源に依存した生活を送っており、薪集めや薬草の採取など日常生活に起因する作業により自然に接する機会が多い。したが

って、自然環境を保全するためには、天然資源の管理や環境保全に関する研修の実施や女性が担う作業を考慮した環境保全施策（植林、改良かまど等）を進め、生物多様性の保全等においても女性の経験や知見を活用する。

人権及び暴力に関しては、法制化のみならず実質的なジェンダー平等達成のため、女子差別撤廃条約をはじめとする人権文書に基づく開発途上国の取組を支援する。また、ジェンダーに関する伝統的な固定観念を背景とする女性に対する暴力、女性移住者に対する暴力や人権侵害等の問題解決に努める。具体的には、女性の人権に関する意識向上のための情報普及、先住民族等マイノリティや障害をもつ女性に対する偏見や差別の撤廃、女性の人権を侵害する伝統的悪習の排除、ドメスティック・バイオレンス（DV）等女性に対するあらゆる形態の暴力防止・対策のための法律や制度の整備、人身取引にかかる包括的な対策の推進、被害を受けた女性とその子どもの支援・保護のための法制度および組織やシェルターの整備を支援する。

（４） 平和の構築

大量の難民や国内避難民の発生、紛争下での性的暴力や誘拐、権利や自由の剥奪、地雷や小型武器による被害など、紛争によって引き起こされる諸々の課題において、女性は暴力の対象となりやすい等、男性とは異なる深刻な影響を受ける。また、紛争後においても、配偶者を失った女性や女性帰還兵等の社会復帰が後回しにされたり、戦場で心的外傷を受けた夫から暴力を受ける例もある。このため、人道緊急援助、復興・開発支援、紛争予防・再発予防、という平和構築支援の全段階でジェンダーの視点に立った取組を行い、女性や社会的弱者のニーズを適切に反映する必要がある。また、女性を単に紛争の被害者として捉えるのではなく、平和構築に貢献する主体としての女性の参画が重要である。

人道支援・復興支援に関しては、紛争下の性的暴力からの女性の保護、紛争による心的外傷後ストレス障害（PTSD）からの精神的回復等を支援する。また、難民・国内避難民に対する支援や、紛争後の引き揚げ・再定住・社会復帰への継ぎ目のない支援を進めるとともに、その全ての過程において、女性の特別なニーズを考慮し、女性・女児の安全確保や、復興後の女性の能力向上や経済的自立に取り組む。

紛争予防・再発予防においては、和平プロセスの意思決定に男女が平等に参画できるよう支援する。男女の平等な政治参加の促進、男女双方を対象とした平和教育の実施等を支援する。また、紛争後の社会再建において、ジェンダーの視点に立った法律や制度の構築を支援し、社会への平等な参画の促進を通じて、安全かつ恒久的に平和な社会が実現されるよう支援する。

（了）

別添2. 対象4 国基本情報

		カンボジア	ネパール	アフガニスタン	ナイジェリア	備考
基本指標	人口	14,138	29,959	31,142	158,423	2010年(国連推定)
	一人当たりGDP(購買力平価)	\$2,372	\$1,256	\$1,202	\$2,532	2011年, アフガニスタン 2010年
	失業率	1.7	2.7	n.a.	n.a.	カンボジア2007年, ネパール 2008年
	出生時の平均余命(女性)	64	69	52	48	2010年
	出生時の平均余命(男性)	61	68	48	51	2010年
	人間開発指標(HDI)	0.523	0.459	0.398	0.459	2011年
	HDI ランク(前回比較)	139位(+2)	157位(-1)	172位(0)	156位(+1)	
	(ジェンダー 関連指標)					
	ジェンダー不平等指数(GII)	0.5	0.558	0.707	n.a.	2011年
	GII ランク(前回比較)	99位(+4)	113位(-3)	141位(+7)	n.a.	
	ジェンダーギャップ指数(GGI)	0.646	0.589		0.601	2011年
	GGI ランク	102位	126位		120位	2011年
	ジェンダー開発指数(GDI)	0.588	0.545	0.310	0.499	2007年
	ジェンダーエンパワーメント指数 (GEM)	0.427	0.486	n.a.	n.a.	2007年
	妊産婦死亡率(10万件当たり)	250	170	460	630	2010年
	若年出産率(15-19歳)	36/1,000件	93/1,000件	107/1,000件	114/1,000件	2010年
	女性国会議員の割合	19.0	33.2	27.6	7.3	2011年
	中高等教育を受けた成人の 割合(女性)	11.6	17.9	5.8	39.2	2010年
	中高等教育を受けた成人の 割合(男性)	20.6	39.9	n.a.	n.a.	2010年
	労働市場への参加率(女性)	73.6	63.3	33.1	39.2	2009年
	労働市場への参加率(男性)	85.6	80.3	84.5	73.4	2009年
	出生率	2.4	2.6	6.0	5.4	2011年
	青少年識字率(15-24、女性)	86.0	77.0	n.a.	65.0	2009年, カンボジア 2008年
	青少年識字率(15-24、男性)	89.0	87.0	n.a.	78.0	2009年, カンボジア 2008年
ジェンダー政 策						
	国家政策	国家戦略開発計画 (2006-2013)	暫定憲法	アフガニスタンコンパクト	長期開発計画(Vision 2020)	
		カンボジアミレニアム開発目標	暫定3カ年国家開発計画	国家開発戦略	国家ジェンダー政策(2007)	

		(2003-2015) 第二次四辺形戦略 (2008-2013)	(2007-2010) ジェンダー平等・社会的包摂 戦略(2009)	女性のための国家行動計画 (2005-2015)	戦略的実施枠組み計画 (2008)	
		ジェンダー主流化活動計画 (2009-2013)	ジェンダー平等・社会的包摂 政策(2010)			
		女性省 5 力年計画 III(2009-2013)				
ジェンダーイ シュー担当機 関	中央レベル	女性省	女性子ども社会福祉省	女性課題省	連邦女性社会開発省	
		国家女性評議会	地方開発省	省庁間貧困女性削減作業部 会	国立女性開発センター	
		連携省庁間ジェンダー主流下 活動グループ	女性子ども局	社会的弱者女性支援サブ・ワ ーキング・グループ	全国女性評議会	
		ジェンダー・テクニカル・ワーキ ング・グループ	ジェンダー主流化及び社会的 包摂関連調整委員会		連携省庁ジェンダー・フォカル ポイント	
	地方レベル	州女性局	郡女性子ども事務所	州女性局	州女性社会開発省	
		女性開発センター(州女性局 下)	郡ジェンダー平等社会的包摂 実施委員会		女性開発センター	
日本の支援	ジェンダー平等政策・制度支援 案件(技プロ)	ジェンダー政策立案支援計画 プロジェクト[2003-2008]	ジェンダー主流化及び社会的 包摂促進プロジェクト [2009-2014]	女性の経済的エンパワーメン ト支援プロジェクト[2005-2008]	女性の生活向上のための女 性センター活性化支援プロジ ェクト 1[2007-2010]	網掛けは本調査の評 価対象案件
		ジェンダー主流化プロジェクト フェーズ 2[2010-2015]		女性の貧困削減プロジェクト [2009-2013]	女性の生活向上のための女 性センター活性化支援プロジ ェクト 2[2011-2015]	
	女性を主な裨益対象とする案件 (2010, 2011 年度実績を中心 に)	(技)助産能力強化を通じた母 子保健改善プロジェクト [2010-2015]	(草)ナワルパラシ郡 4 行政村 における母子健康改善事業	(技)リプロダクティブヘルスプ ロジェクト 2[2010-2015]	(技)ラゴス州母子保健強化プ ロジェクト[2010-2014]	
		(無)国立、市及び州病院医療 器材整備計画	(ボ)村落開発普及員 2 名、栄 養士 1 名、保健師 1 名	(技)ナンガハール州帰還民支 援プロジェクト[2010-2013]	(無)小児感染症予防計画 [2012]*	*ユニセフを通じた資 金協力
		(無)コンボンチャム州病院改善 計画[2007]				
	ジェンダー活動統合案件(2010, 2011 年度実績を中心に)	(技)カンボジア工科大学教育 能力向上プロジェクト [2011-2015]	(開)シンズリ道路沿線高価値 農業普及促進 M/P 作成プロジ ェクト[2011-2014]	(技)農村コミュニティ社会経済 活性化プロジェクト [2011-2012]	(技)コメ収穫後処理技術・マー ケティング能力強化プロジェク ト[2011-2015]	
		(技)淡水養殖改善・普及プロジ ェクト 2[2011-2015]	(技)学校保健・栄養改善プロジ ェクト[2008-2012]	(技)教師教育強化プロジェクト 3[2011-2015]	(無)第 2 次小学校建設計画 [2010]	
		(技)トレンサップ西部地域農業 生産性向上プロジェクト [2010-2015]	(無)基礎教育改革プログラム 支援のための学校改善計画 [2012]	(技)教師教育における特別支 援教育強化プロジェクト [2008-2010]	(無)地方給水改善計画[2012]	

	(技)REDD+戦略政策実施支援プロジェクト[2011-2016]	(ボ)村落開発普及員4名、コンピュータ技術1名	(技)識字教育強化プロジェクト2[2010-2014]		
			(技)コミュニティ開発支援体制強化プロジェクト[2011-2015]		
個別専門家派遣(対象案件の関連案件)	GAD 政策アドバイザー[1996-1998]		ジェンダー政策アドバイザー[2006-2008]	ジェンダーイシューアドバイザー[2004]	
	貧困対策事業アドバイザー[1999-2001]		女性課題省能力強化専門家[2002-]	ジェンダーイシューアドバイザー[2005-]	
	パイプライン専門家[2001-]				

別添3. 対象6案件基本情報

	カンボジア	カンボジア	ネパール	アフガニスタン	ナイジェリア	ナイジェリア
案件名	ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト	ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ2	ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト	女性の貧困削減プロジェクト	女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト1	女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト2
協力期間	2003年4月～2008年3月	2010年9月～2015年9月	2009年2月～2014年1月	2009年1月～2013年1月	2007年1月～2010年1月	2011年2月～2015年2月
日本側投入	3.7億円 (終了時評価調査時点)	5.3億円 (事前評価時点)	4.3億円 (事前評価時点)	3.3億円 (事前評価時点)	1.6億円 (終了時評価調査時点)	3.6億円 (事前評価時点)
受益者	女性省及び関連省庁の職員	女性省・対象州女性局の職員、連携省庁6省及び対象州出先機関の職員	国内の女性及び排除されてきたグループ	女性課題省職員、他省庁職員、最貧困層女性	カノ州の女性開発センター(WDC)参加者(6,000人)、関係機関(NCWD、SMWA、LGAs、WDC)の職員(100人)	NCWD職員、対象州女性社会開発省職員(SMWA)、対象州地方自治省(SMLG)、対象州で選定された女性開発センター(3か所/州)
対象地域	プノンペン、コンポンチャム州	プノンペン、コンポンチャム州	カトマンズ、シャンジャ郡、モラン郡	カブール州、バルク州	アブジャ、カノ州	アブジャ(NCWD)、カノ州、カドナ州、ナイジャー州、クワラ州、アナンブラ州、クロスリバー州
実施機関	女性退役軍人省	女性省(計画統計局、ジェンダー平等局、経済開発局)	地方開発省、女性子ども社会福祉省	女性課題省	国立女性開発センター(NCWD)	国立女性開発センター、対象州女性社会開発省職員
連携機関等	商業省、鉱工業エネルギー省、農林水産省、農村開発省、労働職業訓練省	商業省、鉱工業エネルギー省、農林水産省、農村開発省、労働職業訓練省	郡開発委員会、郡女性子ども事務所、市役所、村落開発委員会、関連省庁、ジェンダー主流化及び社会的包摂関連調整委員会	労働社会福祉・殉教者・障害者省、農村復興開発省	カノ州女性社会開発省	対象州地方自治省、地方政府、対象州女性開発センター
上位目標	平和と発展を支える重要な要素であるジェンダー主流化が、カンボジア政府(RGC)において推進される	女性省との協力により連携省庁が形成するジェンダー視点に立った施策や事業を通じて、女性の経済的エンパワーメントが促進される	ネパールでジェンダー主流化・社会的包摂(GM/SI)の視点に立った施策が実施される	「アフガニスタン国家開発戦略」および「アフガニスタンの女性のための国家行動計画」に掲げられている目標に沿って、アフガニスタンにおける最貧困層の女性の経済状況が改善される	WDCが機能することを通じて、コミュニティレベル、世帯レベルで女性のエンパワーメントが向上する	・WDC活性化モデルが連邦及び州レベルでより広範に拡大される ・WDC活性化を通じて、世帯及びコミュニティで女性のエンパワーメントが向上する
(指標)	1. ジェンダー関連の政策・戦略が「国家開発戦略計画」及び「5カ年計画」に組み込まれる 2. ジェンダー関連予算・執行の割合	1. 事業の対象となった女性の社会経済状況の改善 2. パイロット州以外の州におけるジェンダー視点に立った施策や事業の実施状況	プロジェクト対象郡以外でジェンダー平等・社会的包摂(GESI)の視点に立った仕組みが構築される	未設定 ※当初の設定指標 1. ジェンダー開発指標(GDI) 2. ジェンダーエンパワーメント指標(GEM)	1. カノ州及び他地域においてガイドラインを利用しているWDCの割合 2. WDCの活動を通じた女性の生計向上	1. 新たにWDC活性化モデルの採用に着手した州の数が7州以上になる 2. 対象州において、女性の社会的・経済的参加率が向上する
(上位目標のターゲット)	政策策定担当職員	対象地域の女性	女性及び排除されてきたグループ	対象地域の最貧困層の女性	対象地域の女性	対象地域の女性

プロジェクト目標	女性省及び関係省庁においてジェンダー主流化を促進するための組織的能力の向上が図られ、カンボジア政府においてジェンダー主流化の効果的メカニズムが開発される	ジェンダー主流化メカニズムの強化を通じて、女性省の調整により、連携省庁が女性の経済的エンパワーメントを促進する事業を効果的に実施する体制が整う	GM/SI の視点に立った政策・施策が中央レベル及び対象 2 郡のシャンジャ郡、モラン郡で実施される。	最貧困女性の経済状況を改善するための女性課題省の行政能力が強化される	プロジェクトの経験に基づき、WDC 活性化とマネジメントのための効果的な Guiding Framework が NCWD によって確立される	対象州における WDC 活性化を通じて連邦レベルで WDC 活性化モデルが拡大する
(指標)	1. 女性省から関連省庁へのジェンダー視点に立った政策提言(女性省と政策分析 TF から関係省庁へ出されたジェンダー視点に立った政策提言の認知度) 2. ジェンダー視点に立った政策立案や実施、モニタリング、評価手法	1. 連携省庁により実施された女性の経済的エンパワーメント促進事業の数 2. 実施された事業の裨益者の数	1. GM/SI 視点に立ったプロジェクトによる提言が、GM/SI 関連の既存の政策やガイドラインに採用された件数と具体例 2. GESI 実施委員会が、対象 2 郡においてそれぞれ設立される 3. VDC 統合計画委員会が、2 郡の少なくとも一つの VDC/市において GESI 政策に沿って改編される 4. 各 VDC/市で、女性や排除されてきたグループのエンパワーメントや能力向上を促進するサブプロジェクト予算支出の割合がサブプロジェクトの全支出額の 35%に達する 5. GESI の視点に立ったサブプロジェクトの好事例が、少なくとも各パイロット VDC/市で 1 例ずつまとめられる 6. GESI の視点に立った仕組みが、対象 2 郡の郡開発委員会とパイロット VDC 以外の VDC で導入される	1. 「アフガニスタンの女性のための国家行動計画」に関する女性課題省の役割に注目して同省により、最貧困層女性のためのパイロットプロジェクトが 3 件実施される 2. 女性課題省内及び他省・他国家プログラムとの調整により、最貧困層女性のためのパイロットプロジェクトが 3 件実施される 3. 最貧困層女性の経済状況改善を支援するためのアドボカシー活動が女性課題省と関連省庁により 3 件実施される 4. パイロットプロジェクトガイドライン 1 件、ME 報告書 3 件、プロジェクト勸業報告書 3 件、グッド・プラクティス・教訓パンフレットが 1 件作成・保管される	1. WDC 活性化や問題解決アプローチを含むガイドラインが開発される 2. 関係機関によるガイドラインの内容の評価	1. 対象州以外で新たに WDC 活性化モデルの採用に着手した州の数が 4 州以上になる
(プロジェクト目標のターゲット)	女性省及び関係省庁の職員	女性省と連携する省庁の職員	女性及び排除されてきたグループ	女性課題省の職員	NCWD の職員	NCWD および SMWA の職員
備考	・終了案件。	・業務実施契約により実施。 ・2013 年 2 月中間レビュー予定。	・業務実施契約により実施。 ・2011 年 9 月に中間レビュー実施。	・中間レビュー、終了時評価は実施されていない。	・終了案件。	・2012 年 11 月中間レビュー実施。

別添4. 対象案件の結果・プロセスの概要(カンボジアを除く)

1. ネパール

案件名	「ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト」
案件策定の背景	<p>ネパールは人口約 2,662 万人(2011 年)¹で南のインド、北のチベットには含まれた多言語・多民族国家であり、文化的・宗教的にも多種多様で複雑な社会である²。ジェンダーの問題だけでなく、カースト制度が政治的・経済的な権力構造と絡み合い、慣習・社会・政治・文化的側面において、複雑な差別構造が続いてきた³。1996 年より 10 年以上にわたったマオイスト紛争は 2006 年 11 月の和平合意で終結したが、内戦の要因は、女性、低カースト、少数民族などの社会的排除にあったと指摘されている。</p> <p>人口の 51%を占める女性は、男性優位の社会構造の中で、ジェンダーだけでなく、所属するカースト・民族・地域により、二重の差別を受けることもある。ネパールでは社会的差別がジェンダーの問題に留まらないことからジェンダー平等だけを進めることは現実的ではなく、また様々な格差を解決することなしに国の発展はないという認識はネパールの人々に共有されている⁴。そこで、ジェンダー主流化及び社会的包摂促進(GM/SI)の視点に立った政策・施策が中央政府及び対象 2 郡で実施されることを目標にした、本技術協力プロジェクトが要請された。</p> <p>ネパール村落振興・森林保全計画(1994～1999 年)、同フェーズ 2(1999～2004 年)は女性と貧困層の参加に配慮した技術協力であった。また JOCV でもジェンダーを扱った派遣があったが、対象地域が狭く、より広域的な展開が必要と考えられたことも、本プロジェクトが策定されたひとつの理由であった⁵。</p>
ジェンダー課題に対する政府の取組み	<p>(1) 法律および開発政策</p> <p>ネパールでは、和平合意後の暫定憲法(2007 年)及び暫定 3 か年国家開発計画(2007～2010 年)において、ジェンダー・階級・カースト・宗教の違いなどに基づく問題を解決するための新しい国づくりを謳っている⁶。また、女性子ども社会福祉省は女性差別撤廃条約に沿って国家行動計画の策定も進めている。2005 年には財務省にジェンダー責任予算(Gender Responsible Budget)が導入された⁷。2010 年には地方開発省により GESI 政策(GESI Policy)が策定されている。</p>

¹ 人口調査による。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html

² ネパールは 93 にも及ぶ言語を持つ 100 以上の民族で構成される。

³ JICA(2008c)。

⁴ プロジェクト専門家ヒアリング。

⁵ 同上。

⁶ 暫定憲法 14 条には、「何人もカーストやコミュニティや職業によって差別されることはなく、この法を犯した者は罰せられ、犠牲者には補償が行われる」と述べられている。

⁷ ネパールでは、地方開発予算に 35%という GESI 割当があり、予算のうち少なくとも女性に 10%、子どもに 10%、低カーストに 15%は配賦することになっている(プロジェクト専門家ヒアリング)。

	<p>(2)具体的なガイドライン</p> <p>ジェンダー主流化及び社会的包摂促進に関しては、各省庁が、国家政策に基づき戦略やガイドラインを策定し、地方開発省、女性子ども社会福祉省、女性開発局、保健省、教育省、農業省にはジェンダー平等社会的包摂のための戦略が策定されている⁸。</p> <p>(3)組織体制</p> <p>ネパール政府でジェンダー平等に関しては女性子ども社会福祉省および地方開発省の、社会的包摂に関しては地方開発省の所管であり、それぞれが上記の計画にそって様々な施策を打ち出す責任を負っている。</p> <p>ジェンダー主流化に関しては、全てのセクターで組織的にジェンダー主流化を促進するため、2002年に中央各省庁にジェンダー・フォーカル・ポイント(GFP)が置かれ、また地方では2004年に郡の女性開発事務所(Women Development Office)がGFPとして任命された。女性子ども社会福祉省と各省のジェンダー・フォーカル・ポイントの合同会議も開催されている。</p>
<p>これまでの成果⁹</p>	<p>(1)中央レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方開発庁のジェンダー主流化及び社会的包摂促進のためのガイドラインである「地方行政組織ジェンダー予算監査ガイドライン 2008」の改訂の際に、社会的包摂の視点も取り込むべき等とするプロジェクトの提言が活かされ、「ジェンダーと社会的包摂予算監査ガイドライン 2010」に反映された。 ● 中央省庁の職員の技術・知識向上が図られている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ GM/SI に関するトレーナーズ研修(GM/SI 基礎研修をファシリテートするための知識と技術)(14名参加) ✓ ジェンダー・フォーカル・ポイント研修(56名参加) ✓ GM/SI 関連の政策セミナー(100名参加) ● 政府高官がパイロット・プロジェクトに招待され、効果を実感してもらう取組みが実施された。 ● パイロット・プロジェクト・ガイドラインなどの参考資料が作成された¹⁰。 <p>(2)パイロット・プロジェクト対象2郡</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GM/SI 基礎研修(68名参加)、トレーナーズ研修(77名参加)、計画策定・モニタリング・会計・プロポーザル作成研修(751名参加)が実施され、対象2郡の関係者の

⁸ その他、財務省には Gender Responsible Budget Guideline、地方レベルでは、郡開発事務所に Local Bodies Gender Budget Audit Guideline (2008。UNDP の支援による)等がある。

⁹ JICA(2012b)、International Development Center of Japan et al. (2011)。数値は中間評価時まで。

¹⁰ 英語・ネパール語の参考資料として、GM/SI Basic Training Manual, GM/SI Appraisal & Audit Manual, GM/SI Planning Manual, Pilot Project Guidelines, および GM/SI モニタリングチェックリストが作成された。

	<p>技術・知識向上が進んでいる。トレーナーズ研修参加者のうち 40 名が自身で研修を実施した¹¹。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象 2 郡に GM/SI を推進しパイロット・プロジェクトを実施するための組織が設立された。 ● 2 郡の 6 村でジェンダー平等及び社会的包摂の観点に基づくプロジェクト 110 件が実施された。実施にあたっては、住民によりプロポーザルが提出され、ファシリテーターの支援の下、多様な社会グループから参加を得てプロジェクトが選考された。さらに 15 村 3 市で同様のプロセスを開始している。 ● プロジェクトの定点調査によると、2 郡の関係者の中で、GM/SI の理解や態度に、進化・改善が見られる¹²。また、パイロット・プロジェクトを GM/SI の観点からモニターできるようになった¹³。 ● 対象 2 郡内の、パイロット・プロジェクトの対象でない 15 の村でも GESI 研修、GESI 統計研修などが実施され始め、統計整備のための作業委員会の設置が進められている¹⁴。また、対象郡の北隣の郡でも、プロジェクトの取組みを参照して、GESI の視点に立った仕組み作りが開始されている。 ● プロジェクト参加者によるプロジェクトのレビューとソーシャルオーディット(住民代表等によってサブプロジェクトの成果等を確認する反省会)が実施された。 <p>(3)パイロット・プロジェクトの参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性、被差別グループのエンパワーメント効果として、パイロット・プロジェクトの参加者から「初めて公的な会合に出席した」「初めて事業のプロポーザルを作った」「お金の計算ができるようになった」などの声が上がっている¹⁵。ファシリテーターのリードもあり、女性やダリットが会合で発言したり、男女が共同で作業するようになった。これまでは女性がプロジェクトを管理することなどできないと思われていたが、女性もリーダーシップが取れることに住民が気付いた¹⁶。
ドナー協調	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初より、地方開発省で複数のドナーが全郡を対象に合同で実施している大規模なプログラムである「地方行政・コミュニティ開発プログラム(LGCDP)」¹⁷にジェンダー平等及び社会的包摂を組み込む際に貢献する可能性が検討されており、LGCDP

¹¹ JICA(2012b), Annex 5.

¹² JICA(2012b), p45.

¹³ JICA(2012b), p48.

¹⁴ JICA(2012b), p51.

¹⁵ プロジェクト専門家ヒアリング。

¹⁶ プロジェクトチームヒアリング。

¹⁷ LGCDP はこれまで多数のドナーが様々な地域で行ってきた地方開発のプログラムを調整し、地方開発省のもとで、ジェンダー平等・社会的包摂を含む地方ガバナンス・参加型コミュニティ開発プログラムとして実施されている(2008年7月～2013年7月)。LGCDPが目指す成果への具体的な協調案件として本プロジェクトは打ち出されておりLGCDPとの連携を図っている(案件概要票2012年12月28日版による)。LGCDPフェーズ2(2013年7月～2018年7月)が準備されている(<http://www.lgcdp.gov.np/home/financial-resources.php>, LGCDP Programme Document)。

	<p>との連携が模索されている。またドナーによるプロジェクトが集中しているモラン郡ではドナー現場担当者の連絡会が開かれている¹⁸。「社会的包摂アクショングループ」という主なドナーの代表が参加する会合もあり、ネパール政府による関連政策・活動の共有、加入ドナー機関の活動報告等が行われている。また UN Woman の担当者には、研修講師を依頼したり、ジェンダー予算に関する意見交換等を行っている¹⁹。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ADB は女性子ども社会福祉省支援で WID 案件の支援を長期間にわたり大規模に実施している²⁰。GIZ は独自にジェンダー主流化による地域開発を進めている。
<p>政策・制度支援アプローチ下の類型</p>	<p>本プロジェクトは、政策・制度支援の中でも、ジェンダー平等と社会的包摂の視点に立った、地方行政の制度・仕組みの強化に重点が置かれている。同時に、地方開発省の中のジェンダー平等社会的包摂課や、女性子ども社会福祉省、地方の行政組織などの機能強化も進められ、ナショナル・マシーナリーというよりはナショナル・メカニズムの機能強化支援となっている。ジェンダー平等社会的包摂研修や政策セミナー等を通じた、政府関係者や地方行政組織関係者のジェンダー平等・社会的包摂に関する意識向上もねらっている。</p>

¹⁸ 在ネパール日本大使館への質問票調査。

¹⁹ プロジェクト専門家ヒアリング。

²⁰ Gender Equality and Empowerment of Women Project。極西部 8 郡と中部 7 郡を対象に、約 10 億円の融資を実施。貧困農村女性と民族やカーストにより不利な立場に置かれたグループのエンパワーメントを通じて貧困削減することを目標としている(案件概要表 2012 年 12 月 28 日版による)。

2. アフガニスタン

案件名	「アフガニスタン国女性の貧困削減プロジェクト」
案件策定の背景 ²¹	<p>アフガニスタンでは、過去20年以上に及ぶ紛争とその後のタリバン政権下において、女性は政治的・社会的にきわめて困窮した状態に置かれてきた。国内外の難民・避難民となった女性も多く、パキスタンやイランの難民キャンプにおいても、さまざまな困難に遭遇してきた。女性の妊産婦死亡率、成人女性の非識字率は高い。女性の教育参加・労働参加は進んでおらず、戦争で配偶者を失った女性や貧困女性には、生計を立てる手段がほとんどない。強制結婚、幼児婚、家庭内暴力なども多くあるが、現状では法による権利擁護も実質的な保護機能も十分働いていない。2001年に設置された女性課題省(MOWA)に対して JICA は 2002 年より、専門家派遣等を行い、同省の機構改革に寄与してきた。また、2005 年からは技術協力プロジェクト「女性の経済的エンパワメント支援プロジェクト」を実施し、同省の政策立案・実施能力強化を支援すると同時に、州女性局と連携し、地方3州で「連携コミュニティ開発事業」を実施してきた。同事業は、多くの貧困女性に受け入れられ評価されているが、MOWA の政策提言能力や情報発信能力はまだ改善の余地があった。こうした背景の下、女性の貧困削減に向けて、MOWA の機能強化を主目的とした技術協力プロジェクトの要請が挙げられた。</p>
ジェンダー課題に対する政府の取り組み	<p>(1) 法律および開発政策の整備</p> <p>長らく続いた戦乱状態からの復興に向けて、2001年以降、アフガニスタン政府の取り組みを国際社会が支援している。以下に述べるとおり、復興・開発計画の中でジェンダーは重要な課題の一つとして位置付けられ、各種目標も設定されている。また、暫定政権とともに MOWA が設立され、他省との連携を行っている。</p> <p>2004年に制定されたアフガニスタン憲法は、制定プロセスに女性の参加もあり、女性の意見もふまえて作られた。同憲法では男女平等、女性の政治参加の権利、高等教育レベルまでの教育参加の保障等が謳われている。</p> <p>2006年、アフガニスタンの国家開発の指針となる暫定版「国家開発戦略」(I-ANDS)が発表された。I-ANDS では、国家開発の3本柱として(i)治安、(ii)ガバナンス・法の支配・人権、(iii)経済社会開発が設定された。確定版「国家開発戦略」(ANDS)では、開発の3本柱に変更はなく、新たに分野横断的課題がジェンダーを含めて6つ設定された。ANDS では、ジェンダー平等に向けて女性と男性が人生のあらゆる領域で安全、平等の権利と機会を享受できる社会を目指すという目標が掲げられ、ジェンダー関連で13のベンチマーク(目標)が設定されている。『アフガニスタンの女性のための国家行動計画』では、ANDS で示されたこれらのうち「2010年までに、雇用促進を通じて女性を世帯主とする最貧困層女性を20%減少する」というベンチマークが提示され、この達成がMOWAの命題となっている。</p>

²¹ JICA(2008a)。

	<p>(2)ジェンダー課題に取り組む組織体制</p> <p>MOWA は、2003 年 4 月に「MOWA の組織および役割」という活動計画書を採択し、教育、保健、経済参加、法的保護を 4 つの重要課題として位置づけている。このうち、経済開発局を通じて女性の起業家育成と就業状況の改善に高い優先順位を置いている。州レベルには、MOWA の出先機関として州女性局が設置されている。また、ドナー支援により女性開発センターが設置されている。同センターは地方の女性に対して様々な生計技術を提供し、女性の権利保障や NGO との連携強化に取り組んでいる。</p> <p>幾つかの事業実施省庁はジェンダーユニットを設置したり、ジェンダー専門家を擁している。MOWA による調整や支援なしに、自分たちだけで政策・施策・事業へジェンダー主流化を進める自身があると言う省庁もあり²²、これは MOWA への期待が低い要因の一つとなっていると思われる。</p>
<p>これまでの成果</p>	<p>(1)MOWA(職員)の変化</p> <p>MOWA は復興期における人材不足に加えて、前身が事業実施を行う団体であったため、他省庁と比較すると政策調整を含む一般的な行政能力があまり高くなかった²³。プロジェクトでは、パイロット・プロジェクトや研修・ワークショップの運営にかかる一連の作業・報告を MOWA 職員が OJT として行うことで論理的思考等のスキル向上につながった。また、ニーズ・アセスメントや事業モニタリング・評価のフォーマットが整備された。</p> <p>JICA 専門家は当初より「助言や支援は行うが、報告書を書いたり、何かを作成したりするのはあなた達である」「プロジェクトは JICA のためではなく MOWA の能力強化のためである」と言い続けた。その結果、本来業務への追加業務という負担はあるものの、自発的にプロジェクトの活動に取り組むようになった職員もいた²⁴。MOWA 職員自身も「自分たちで全てを行うのは初めての経験であり、そこから多くを学んだ」、「活動ごとに成果・課題・教訓の振り返りを行ったのはよかった」と述べており²⁵、OJT を通じた能力向上や「寄り添い型」の人づくりが効果的であったことが伺える。個人の能力強化を組織・制度のレベルの強化に繋げるのは、今後の MOWA の課題である。</p> <p>パイロット・プロジェクトが実施された 2 州の女性局職員はベースライン調査、ニーズ・アセスメント、モニタリングに参画した。特にモニタリング、地域の女性との接し方に向上が見られた²⁶。</p> <p>(2)事業実施省庁の巻き込み</p> <p>パイロット・プロジェクト²⁷実施を通じて、連携省庁・州局との協働作業が実施された。</p>

²² JICA 提供資料。

²³ JICA ジェンダー平等・貧困削減室ヒアリング。

²⁴ プロジェクト専門家への質問票調査。

²⁵ JICA 提供資料。

²⁶ 以前は高圧的な態度を取ることが多かったとのこと。プロジェクト専門家ヒアリング。

²⁷ 2 州でのパイロット・プロジェクトは元来、パイロット・プロジェクトの継続や展開ではなく、女性課題省と州女性局の能力向上のために実施された。パイロット・プロジェクトを OJT のツールとして実施する手法は他ドナーにはなく、

例えば、パイロット・プロジェクトには識字、保健・結核に関する研修が含まれているが、この研修マニュアルの内容の確認を教育省識字局と保健省の協力を得ながら行った。また、本省を通じて各州局に情報提供の指示やパイロット・プロジェクトの内容について周知してもらった。治安を理由とした支援スコープの縮小もあり、事業実施省庁の巻き込みが難しかったが、女性のエンパワーメント事業について情報を共有することや本邦研修や各種ワークショップへの共同参加により、プロジェクトに関する周知・啓蒙が図られた。

州局からの協力としては、バルフ州とカブール州の両方で、州農業灌漑牧畜局や州農村開発復興局から対象地域の現状把握に必要な情報が得られた。また、州農業灌漑牧畜局からは、家畜の購入時の立会や獣医の紹介といった支援を受けた。

しかしながら、パイロット・プロジェクトの実施が事業実施省庁の政策レベルに影響するまでには至っていない。その理由の一つは、パイロット・プロジェクトはこれらの省庁が実施する事業規模より小さいために²⁸対等のパートナーとして認識されにくく、パイロット・プロジェクトにおける関与もあまり多くなかったことも要因であったと思われる。

(3) 参加女性やその家族の変化

パイロット・プロジェクトに参加した女性やその家族には次のような変化があったと報告されている。まずバルフ州では、プロジェクトにより供与された牛からの牛乳を売り、新たな収入が得られるようになった。この収入により、子供が学校に行けるようになったり、自分や家族が病院に行けるようになった²⁹。また、これまで識字教室が遠くて参加できなかったが、近い場所で提供されることになり、参加できるようになった。

カブール州の1村については、この地域に初めて外部からの支援が入ったことから、当初は村の長老を始め、パイロット・プロジェクトの活動に積極的ではなかったが、今では、女性が革製品作り、識字、足し算引き算を意欲的に学ぶようになった。また、保健・衛生、結核に関する知識が向上した。さらに、当初は半数以上の女性が反対していた「村の活動や政治に女性が関わる」ことに全員が肯定的になり、誰も関わっていなかった「家庭内での金銭面の管理」について男性から「相談される」ようになった女性もいる³⁰。さらには、革製品作りや識字教育を自分たちで何とか続けられないかという話も出ているとのことである。また、同州では羊も供与されている。開始後半年が経過した時点では収入向上にはつながっていないが、妊娠した羊もあり、「近いうちに羊が増える」、「うまくいけば収入が得られる」という期待が寡婦の女性の間であがっている³¹。

(4) ジェンダー分野以外の日本の協力に対する貢献

JICA のみのユニークな支援方法であった。プロジェクト専門家への質問票調査。

²⁸ プロジェクト専門家への質問票調査。

²⁹ プロジェクト専門家ヒアリング。

³⁰ パイロット・プロジェクトの終了時の評価結果。プロジェクト専門家ヒアリング。

³¹ 同上。

	<p>パイロット・プロジェクトは女性の貧困削減に対して経済的側面だけでなく、教育、保健・衛生面からアプローチしたものであった。このため、識字、保健・衛生、結核に関する研修や啓蒙活動は教育、保健セクターの支援に対して、情報共有および活動実施という点で貢献があったと言える。また、JICA の他プロジェクトから本プロジェクトへのインプットも多かった。例えば、研修マニュアルの内容確認に際しては、「リプロダクティブヘルスプロジェクトフェーズ 2」および「結核対策プロジェクトフェーズ 2」から内容確認の協力を得ることができた³²。パンフレットや結核無料診療所の情報が提供された。</p> <p>また、本プロジェクトの JICA 専門家が、JICA の他プロジェクト（「農村コミュニティ社会経済活性化プロジェクト」）の事前調査に同行し、ジェンダー主流化の視点から提案を行った。この結果、プロジェクト形成におけるジェンダー主流化の重要性が提言に含められた。このほか、バーミヤン州での農業セクター案件（NGO 無償資金協力）にもジェンダー主流化の視点を含めるよう JICA 事務所と協議を重ねた結果として、バーミヤン州女性局の職員が受益者選定やモニタリングに参画すること、実際に女性も受益者に加えられることにつながった。</p>
ドナー協調	<p>他省庁同様、MOWA にも多くの支援が入っている。本プロジェクト以前は、ほぼ全局にドナーが雇用するコンサルタントが配置され、機材供与・技術支援が行われていた³³。現在、MOWA に支援をしている主なドナーは USAID、UN Women、UNFPA、UNAMA、UNDP、GIZ、イタリアである。JICA や GIZ はジェンダーに特化した支援から他セクターへのジェンダー主流化を目指す支援にシフトしているが、ジェンダーを前面に出した支援を拡大しつつあるドナーもある³⁴。</p> <p>他ドナー・国際機関との連携の機会として、ジェンダー・ドナー調整会合や省庁横断的に開催されるジェンダー主流化タスクフォースが開催されている。プロジェクト専門家および大使館 ODA ジェンダー担当官はこれらに参加している。本プロジェクトに関しては、一部のジェンダー研修やジェンダーに関する啓発キャンペーンが UNDP、GIZ 等と協働で実施された。</p>
GAD イニシアティブ「政策・制度支援アプローチ」下の類型	<p>本プロジェクトは、政策・制度支援アプローチの中でもナショナル・マシーナリーである MOWA 職員の能力向上に重点を置いて実施されてきた³⁵。パイロット・プロジェクトの運営を通じて、文書作成・関係者との調整といった行政能力の向上が図られた。事業実施省庁職員の能力向上は、限られた支援スコープの中で取り組まれた。</p> <p>今後は、本プロジェクトで図られた MOWA 職員の能力向上、他省庁とのネットワーク強化が継続し、また、MOWA が事業実施省庁のジェンダー関連の政策策定や予算策定へ助言を行うことができれば、ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに向けた取り組みが強化されると期待される。</p>

³² プロジェクト専門家ヒアリング。

³³ JICA(2005)。

³⁴ JICA 提供資料。

³⁵ 在アフガニスタン日本大使館 ODA ジェンダー担当官からは、アフガニスタンではジェンダーに関する政策や制度は整備途上であり、この機能の調整役を担う女性課題省の能力強化は意義があると評価されている。

3. ナイジェリア

案件名	「女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト」フェーズ 1, フェーズ 2
案件策定の背景 ³⁶	<p>ナイジェリアの貧困率は 54% (2004 年) と高く, 他のアフリカ諸国と比較して, 特に成人識字率や推定所得などのジェンダー格差が目立っている。ナイジェリア政府は連邦女性社会開発省 (FMWA) の設立, 国家ジェンダー政策の策定など, マクロレベルでのジェンダー平等推進のための基本的な政策・制度的枠組みを整備しているが, 政治・経済の意思決定に参画できるのは少数のエリート女性に限られ, コミュニティレベルの圧倒的多数の貧困層女性との二極化が顕著になっている。宗教及び伝統・慣習の影響によりコミュニティや世帯における意思決定に女性が参加することは少なく, 一般的に男性が世帯収入の用途を決定し, 女性や子どもの健康や教育などのニーズは優先されないなど, コミュニティや世帯レベルの女性の役割は限定的である。</p> <p>1980 年代後半から全国に女性センター (WDC) が設置され, 草の根レベルの女性の生活向上, 女性のエンパワーメント実現のための積極的な役割が期待されている。しかしながら, 1990 年代後半以降は不適切な運営管理や資金不足といった問題から, 多くの WDC が十分なサービスを提供できていなかった。それに対し, FMWA の付属機関である国立女性開発センター (NCWD) は JICA の支援を得て「女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト・フェーズ 1」を通じて, カノ州の 6 センターを対象に, センター活性化のためのパイロット活動の実施及び WDC 活性化のためのガイドラインづくりを行った。2010 年 1 月のフェーズ 1 終了を前に, カノ州でのパイロット事業の成果に基づいて, 全国レベルで WDC 活性化モデルを普及・定着させることを主目的としてフェーズ 2 の実施が要請された。</p>
ジェンダー課題に対する政府の取り組み ³⁷	<p>(1) 法律および開発政策の整備</p> <p>国家開発計画としては, 以前は貧困削減戦略文書に相当する「国家経済強化開発戦略 (NEEDS) 2004-2007」が策定されており, これに基づいて, 各州で「州経済強化開発戦略」が策定されていたが, 2008 年以降は作成されておらず, 2020 年までの「長期開発計画」(Vision20: 2020) がこれを引き継いでいる。この中で, ジェンダーに関する戦略として, (i) ガバナンスや法律分野において女性が積極的な役割を果たせるよう政治的エンパワーメントのメカニズムを機能させること, (ii) すべての官民の政策や計画にジェンダーに対応した枠組み (gender-responsiveness framework) を確立すること, (iii) 2015 年までに管理職の女性の割合を 30% に引き上げること, の 3 点が挙げられている。</p> <p>2006 年に策定された国家ジェンダー政策では, ジェンダー政策の上位目標が「ジェンダー平等と持続可能な人的・経済的開発を推進すること」となっている。また, 国家ジェンダー政策を具体的な実施に移すため, 2008 年に「戦略的实施枠組み・計画」が策定</p>

³⁶ JICA (2010e)。

³⁷ 同上。

	<p>されている。</p> <p>(2)ジェンダー課題に取り組む組織体制</p> <p>ジェンダー課題に対応するナショナル・マシーナリーは FMWA である。国家ジェンダー政策では、ジェンダーに関する全体的な政策枠組みを策定し、ジェンダー平等に関する調整を行う機関とされている。NCWD はジェンダーに関する調査研究、女性のエンパワメントを目的とする活動を計画・実施をしている。NCWD の権限の一つが WDC 活性化であり³⁸、フェーズ 1 における WDC 活性化にかかるガイドラインの作成は NCWD が中心となって行った。</p> <p>しかし、ナイジェリアは、連邦制度による地方分権をとっているため、WDC 活性化にかかる実施運営機関は州および地方政府 (LGA) となる。各州に女性社会開発省 (SMWA) が設置されており、SMWA 女性局が WDC 活性化のための活動計画策定・モニタリングを行い、実際の WDC の運営は LGA のコミュニティ開発部所属の女性開発オフィサーと WDC センター長が行っている。</p>
<p>これまでの成果</p>	<p>(1)WDC 活性化のためのガイドラインの作成</p> <p>フェーズ 1 のカノ州での成果を基に「WDC 活性化のためのガイドライン (Guidelines and Strategic Implementation Plan for the Activation of Women Development Centres in Nigeria)」が作成された。これにより、女性センターの概念や連邦、州、LGA の役割が明確となり、WDC 活性化の運営制度整備の基盤が整えられた。同ガイドラインには、WDC 活性化における WDC の選定から活性化までのステージ (計画、実施、モニタリング) と各ステージでの作業ステップが明記されている。ガイドラインは全州の政府に配布され、州政府から各 WDC にも配布するようことの通達が出されている³⁹。</p> <p>フェーズ 2 では、さらに 6 州での経験を踏まえ、宗教、文化的に多様であるナイジェリアにおいて全国レベルで通用する WDC 活性化マニュアルの作成を行っている。</p> <p>(2)フェーズ 1、フェーズ 2 を通した各行政レベルでの成果</p> <p>ア. 連邦レベル</p> <p>フェーズ 1 では、NCWD の WDC 活性化のための予算措置が不十分であった⁴⁰が、フェーズ 2 では予算執行が遅れるという問題はあるものの、毎年 WDC 活性化にかかる予算が配分されるようになった。WDC 活性化の拡大に積極的に対応している結果と考えられる。また NCWD 職員はプロジェクト活動を通して、積極的に様々な調査 (ベースライン調査やフォローアップ調査) を行うようになり⁴¹、WDC 活性化モデルを拡大するため、自主的に啓発活動を行うなどの意思表示をしている。</p>

³⁸ 2006 年11 月に全国女性評議会 (NCWA) が採択したコミュニケによれば、全国の WDC の活性化に関するガイドライン作成は NCWD の役割となっている。JICA (2010d)。

³⁹ JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室ヒアリング。

⁴⁰ JICA (2010d)。

⁴¹ フェーズ 2 の中間レビューに関する JICA 提供資料。以下、特段の記載がない限り、同資料を参照した。

	<p>イ. 州レベル</p> <p>プロジェクトの活動により、実際に現場を体験し WDC の現状および活性化の有効性に気づくなど行政官の意識の変化があった。フェーズ 2 の対象州であるナイジャー州では、省庁が WDC 支援を積極的に展開している。例えば、地方自治省(SMLG)は WDC にミシンを供与した。また、SMWA も WDC での新コース開発のためにカノ州 SMWA から技術指導を得るようになったり、プロジェクトで対象としていない州内の WDC に対して、プロジェクトと同様の研修を計画中である。</p> <p>プロジェクト対象外の州にも効果が波及している。5 州が WDC 活性化モデルの採用を希望しており、NCWD と協議中である。</p> <p>ウ. 地方自治体(LGA)レベル</p> <p>プロジェクトの参加を通じて、WDC の活性化のための試みが展開されている。例えば、ナイジャー州パイコロ行政区では、より多くの女性が WDC に参加できるように、敷地内に 2 階建ての建物を建設する予算(2,700 万ナイラ)を割当てた。</p> <p>エ. コミュニティレベル</p> <p>コミュニティレベルのインパクトとしては、女性、その夫、コミュニティー・リーダーに正の変化が確認されている。まず、フェーズ 1 の WDC 参加女性は 5 側面(経済、身体、社会、心理、政治)においてエンパワーメントされたことが確認されている⁴²。また、プロジェクト以前は WDC に参加していなかった女性が新たに参加するようになった。これは WDC の活動が周知されたためと思われる。フェーズ 2 では、ナイジャー州の 2 か所の WDC がプロジェクト以前はほとんど稼働していなかったが、開始後は WDC に通う女性が 30%程度増え、地域の女性が WDC に通うモチベーションを高めているとのことである。</p> <p>次に、男性の意識の変化としては、妻が WDC に通うことに対して夫が協力的になった例や、妻が WDC で得た技術を生かすために、ミシンの購入などの経済的支援をするようになった例などがある。</p> <p>さらに、コミュニティー・リーダーが WDC への理解を深めたことで、宗教上、女性は日中外に出るのが難しかった地域においても日中のクラスが開校できるようになるなどの変化も生じている⁴³。</p>
ドナー協調	<p>ナイジェリアのジェンダー関連分野における主なドナーは DFID, CIDA, USAID, UN Women であり、Action Aid 等の NGO も支援を行っている。NCWD は単発的なドナー支援に限られ、WDC の活性化および活性化を通じた職員の能力向上を図るといふきめ細かい支援をしているのは、JICA のみである。</p>

⁴² JICA(2010d)。

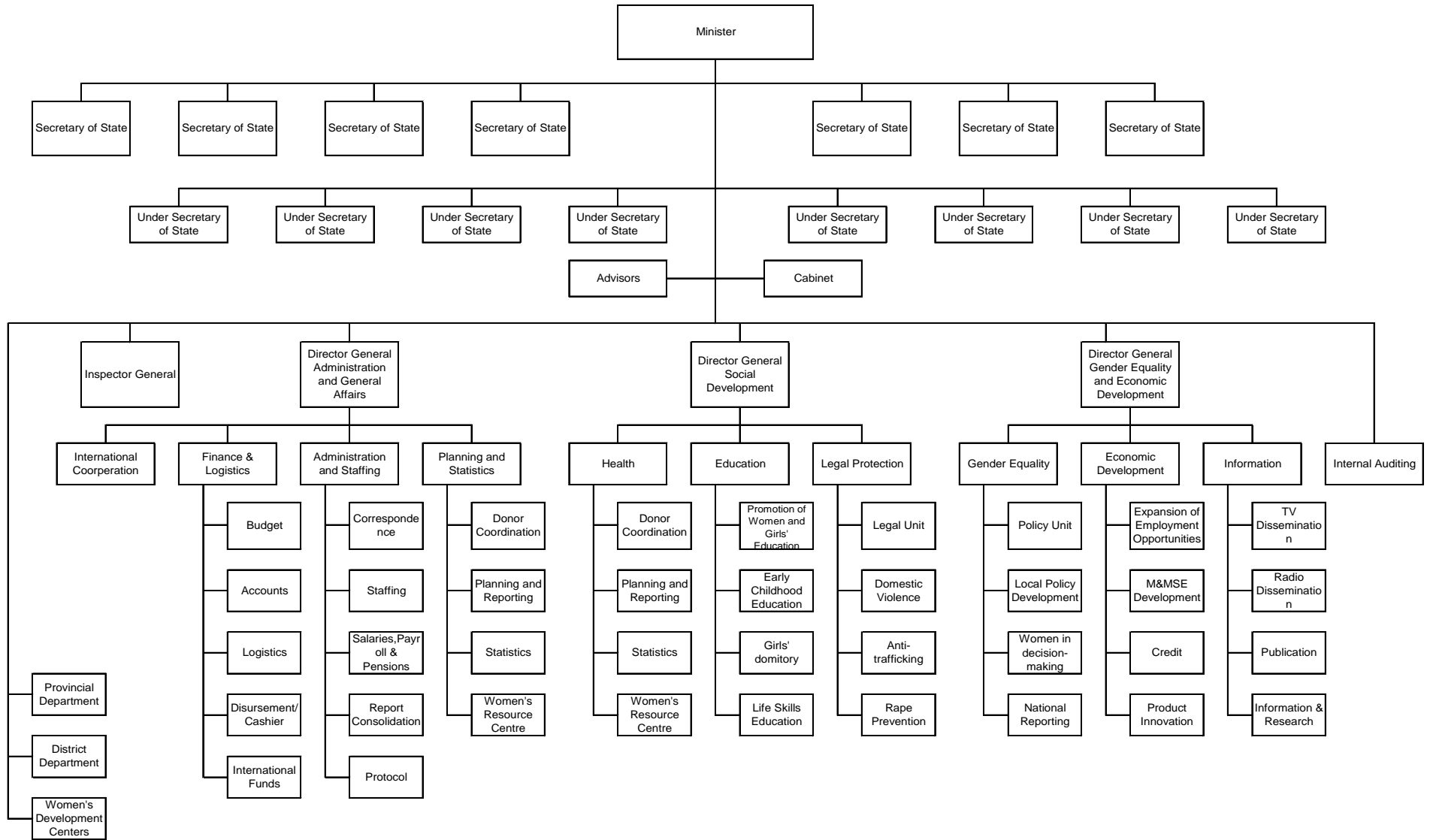
⁴³ 同上。

	<p>月例ジェンダードナーグループ会合が行われており、各機関の活動報告、情報共有がなされている⁴⁴。会合には、大使館の ODA ジェンダー担当官、JICA ナイジェリア事務所の案件担当者が参加し、WDC が議題に挙がる際は適宜プロジェクト専門家も出席している⁴⁵。</p>
<p>GAD イニシアティブ「政策・制度支援アプローチ」下の類型</p>	<p>本プロジェクトは、WDC 活性化によって女性のエンパワーメントの向上を図り、ひいてはジェンダー平等を達成していくという構図になっている。そのために、「WDC 活性化のためのガイドライン」により、WDC 活性化に係る各レベルでの役割を明確にし、活性化の一連のプロセスを通して、NCWD および SMWA 職員の能力向上を図るという点において、政策・制度支援アプローチの中のナショナル・マシーナリーの機能強化のアプローチをとっていると言える。</p>

⁴⁴ 在ナイジェリア日本大使館 ODA ジェンダー担当官への質問票調査。

⁴⁵ JICA ジェンダー平等・貧困削減推進室ヒアリング。

別添5. カンボジア女性省組織図



(出所) JICA(2010)。2012年12月時点で変更なし。

別添6. 面談者リスト

【外務省】

氏名	役職
谷口 智史 氏	国際協力局地球規模課題総括課 外務事務官
京 由香 氏	国際協力局地球規模課題総括課 経済協力専門員

【JICA】

氏名	役職
岩瀬 誠 氏	JICA 経済基盤開発部 ジェンダー平等・貧困削減推進室 主任調査役
久保田 真紀子 氏	客員専門員(ジェンダーと開発)
田中 由美子 氏	国際協力専門員(ジェンダーと開発)

【内閣府男女共同参画局】

氏名	役職
金子 浩之 氏	内閣府 男女共同参画推進官

【カンボジア国ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト,カンボジア国ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ 2】

面談先	氏名	役職
在カンボジア日本大使館	玉光 慎一 氏	一等書記官
	中井 康博 氏	二等書記官(ODA ジェンダー担当官)
JICA カンボジア事務所	灘本 智子 氏	企画調整員(ガバナンス)
フェーズ 2 プロジェクト	山口 綾 氏	チーフアドバイザー
	安部 士 氏	専門家(組織開発)
女性省	Ms. Chan Sorey	Secretary of State, Member of CNCW
	Ms. Chhoy Kimsor	Advisor
	Ms. Te Vouchlim	Director of Planning and Statistics Department
	Ms. Khim Sovanny,	Vice-Chief, Office of Planning and Statistics Department
	Ms. Te Tevy	Vice-Chief, Office of Planning and Statistics Department
	Ms. Kang Virya	Deputy Director of Gender Equality

コンポンチャム州 女性局	Ms. Leng Sokha	Director
農林水産省	Ms. Uong Heng	Deputy Director of Administration / GMAG Chair
	Ms. Kang Krosna	Dean, Faculty of Agricultural Technology and Management, Royal University of Agriculture / GMAG Member
農村開発省	Ms. Lach Sa Man	Deputy Director of Administration and Personnel Department
	Ms. Teng Yoa Ky	Advisor, Member of Gender Working Group
	Ms. Lay Viraboth	Deputy Director of Rural Economic Development Department, Member of Gender Working Group
	Mr. Norng Sornre Rsmey	Deputy Director of Rural Economic Development Department, Member of Gender Working Group
計画省	Mr. Phem Socheat	Deputy Director, Department of Census and Survey, National Institute of Statistics
労働職業訓練省	Ms. N. E. Prak Chantha	Secretary of State, Gender Chair
	Ms. Soeung Sarsocheata	Under Secretary of State, Gender team member
	Mr. Ngy Simaneth	Director of Planning
	Ms. Nong Kantka	Deputy Director of Technical and Vocational Education
	Ms. Tung Sopheap	Deputy Director , Child Labor, Gender member
	Mr. Neu Vuthy	Deputy Director, Labor Market Information
	Mr. Roeum Rady	Chief, Office of Planning, Department of Planning, Statistics, and Legislation
	Mr. Sreng Channrosal	Official of National Standard
	Mr. Samen Sokha	Deputy Head of the National Employment Agency
鉱工業エネルギー 省	H. E. Mr. Phork Sovanrith	Secretary of State, President of Gender Team of MIME

	H. E. Ms. Khun Vary	Under Secretary of State, Vice President of Gender Team of MIME
	Ms. Mak Boly	Advisor to MIME, Permanent Member of Gender Team of MIME
	Ms. Tey Dany	Deputy Director of National Productivity Center of Cambodia, Member of Gender Team of MIME
	Ms. Him Somarang	Chief of Cooperation Office, Member of Gender Team of MIME
Paz y Desarrollo	Mr. My Sambat	Staff
UNDP Cambodia	Ms. Sok Chan Chnorvy	Team Leader, Governance Unit, Assistant Country Director
	Ms. Kasumi Nishigaya	Interim Gender and Policy Advisor UNDP Cambodia & Consultants on Gender and Climate Change & Capacity Development for Gender Equality in the context of Aid Effectiveness

【ネパール国ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト】

氏名	役職
濱野 敏子 氏	チーフアドバイザー
豊間根 則道 氏	専門家(プロジェクト運営/地方行政の計画立案/モニタリング評価)
小松原 庸子 氏	専門家(社会包摂促進)
鶴峯 美千子 氏	専門家(能力強化・研修)

【アフガニスタン国女性の貧困削減プロジェクト】

氏名	役職
扇割 郁美 氏	チーフアドバイザー

【ナイジェリア国女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクトフェーズ 1, フェーズ 2】

氏名	役職
大塚 朋子 氏	チーフアドバイザー(フェーズ 2)

別添7. 参考文献

- アイ・シー・ネット株式会社(2003)「開発における女性支援(WID)/ジェンダー政策評価 途上国の女性支援(WID)イニシアティブの評価 最終報告書」
- アジア開発銀行 (2011)「年次報告 2011」
- 外務省(2005)「分野別開発政策」
- _____ (2011)「ODA データブック 2011」
- _____ (2012)「ODA 評価ガイドライン: 第7版」
- _____ (2012)「ODA 白書 2011 年版」
- 外務省国際協力局多国間協力課(2008)「ODA ジェンダー担当官について」
- 環境省(2012)我々が望む未来(リオ+20)成果文書 仮訳
- 経済協力開発機構(2010)「開発援助委員会(DAC)審査: 日本」(外務省仮訳)
- _____ (2003)「開発援助委員会(DAC)審査: 日本」(外務省仮訳)
- 国際開発センター・国際開発アソシエイツ(2010)「ネパール国ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト業務完了報告書第2年次」
- _____ (2012)「ネパール国ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト業務完了報告書第3年次」
- 椎野信雄「『ジェンダーと開発』論における女性概念について」『文教大学国際学部起用』第15巻1号、2004年7月
- JICA(2001)「カンボディア王国社会／ジェンダー政策立案・制度強化支援基礎調査団報告書」
- _____ (2002)「カンボディア王国ジェンダー政策立案支援計画実施協議報告書」
- _____ (2005)「アフガニスタン・イスラム共和国女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト実施協議報告書」
- _____ (2006a)「カンボジア王国ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト運営指導(中間評価)調査報告書」
- _____ (2006b)「ナイジェリア連邦共和国女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト事前調査報告書」
- _____ (2008a)「アフガニスタン国女性の貧困削減プロジェクト事前調査及び実施協議報告書」
- _____ (2008b)「カンボジア王国ジェンダー政策立案支援計画プロジェクト終了時評価報告書」
- _____ (2008c)「ネパール連邦民主共和国ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト事前調査報告書」
- _____ (2009)「ナイジェリア連邦共和国女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト中間調査報告書」
- _____ (2010a)「アフガニスタン・イスラム共和国女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト中間評価調査報告書」
- _____ (2010b)「アフガニスタン・イスラム共和国女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト終了時評価調査報告書」
- _____ (2010c)「カンボジア王国ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査報告書」
- _____ (2010d)「ナイジェリア連邦共和国女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト

- ト終了時評価調査報告書」
- _____ (2010e)「ナイジェリア連邦共和国女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書」
- _____ (2012a)「国際協力機構年報 2012」
- _____ (2012b)「ネパール国ジェンダー主流化及び社会的包摂促進プロジェクト」中間レビュー調査報告書(案)」
- JICA 企画・調整部ジェンダー平等推進チーム(2007)「ジェンダーと開発に関する潮流と取り組み」
- JICA 企画・評価部(2002)「課題別指針:ジェンダー主流化・WID」
- _____ (2003)「第二次分野別ジェンダー・WID 研究会:ODA のジェンダー主流化を目指して」
- JICA 企画部開発課題課・公共政策部ジェンダー平等推進課(2009)「平成 20 年度 JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」
- _____ (2010)「平成 21 年度 JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」
- JICA 企画部・経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室(2012)「平成 23 年度 JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」
- JICA 企画部総合企画課・経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室(2011)「平成 22 年度 JICA ジェンダー主流化推進年次報告書」
- JICA 経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室(2011)「すべての人々が豊かで幸せになる世界を目指して」(JICA が取り組むジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するパンフレット)
- JICA 公共政策部/ジェンダーと開発タスクフォース(2009)「課題別指針/ジェンダーと開発」
- UNFPA(2012)「世界人口白書」
- 田中由美子(2004)「国際協力におけるジェンダー主流化とジェンダー政策評価:多元的視点による政策評価の一考察(第一部)」『日本評価研究』第 4 巻第 1 号
- _____ (2004)「国際協力におけるジェンダー主流化とジェンダー政策評価:多元的視点による政策評価の一考察(第二部)」『日本評価研究』第 4 巻第 2 号
- 内閣府男女共同参画局(2000)「男女共同参画基本計画」
- _____ (2005)「(第二次)男女共同参画基本計画」
- _____ (2010)「第三次男女共同参画基本計画」
- 内閣府男女共同参画局苦情処理・監視専門調査会(2004)「男女共同参画の視点に立った政府開発援助(ODA)の推進について」
- 萩原なつ子(2005)「環境と女性/ジェンダーの交差」東京都市大学環境情報学部紀要 第 6 号
- バリュープランニング・インターナショナル株式会社・株式会社コーエイ総合研究所(2011)「カンボジア国ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ 2 第 1 次業務完了報告書(和文要約)」
- _____ (2012)「カンボジア国ジェンダー主流化プロジェクトフェーズ 2 第 2 次業務完了報告書(和文要約)」
- 三井情報開発株式会社総合研究所(2005)「ODA 政策におけるジェンダー主流化に向けて(WID イニシアティブ改定を中心とした)の基礎調査 報告書」
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(2011a)「国別ジェンダー情報整備調査(ナイジェリア国)」
- _____ (2011b)「ナイジェリア連邦共和国 貧困プロファイル調査(アフリカ)最終報告書」
- 目黒依子(2002)「世界の潮流のなかで:「国連世界女性会議と WID/GAD」. 田中由美子・大沢真理・伊藤るり編著『開発とジェンダー:エンパワーメントの国際協力』、国際協力出版会

※この他、各プロジェクト作成のニュースレターや業務報告書を参照した。

- African Development Bank Group (2011) *Mainstreaming Gender Equality: A Road to Results or a Road to Nowhere? An Evaluation Synthesis*
- Asian Development Bank (2010) *Overview of Gender Equality and Social Inclusion in Nepal*
_____ (2011) *Implementation Matrix of Gender and Development Plan of Action (2011-2012)*
_____ (2012) *Gender Equality, Bridging the Gap*
- Bhadra, C. and Thapa Shah, M. (2007) *NEPAL: Country Gender Profile*
- Canadian International Development Agency (2001) *How to Perform Evaluations—Gender Equality*.
_____ (2005) *CIDA's Framework for Assessing Gender Equality Results*
_____ (2008) *Evaluation of CIDA's Implementation of its Policy on Gender Equality Executive Report*
_____ (2010) *CIDA's Gender Equality Action Plan 2010-2013*
_____ (2010) *CIDA's Policy on Gender Equality*
- Chant, S., and Sweetman, C. (2012) 'Fixing Women or Fixing the World? "Smart Economics", Efficiency Approaches, and Gender Equality in Development', *Gender & Development*, Vol.20, No.3
- Department for International Development (2006) *Evaluation of DFID's Policy and Practice in Support of Gender Equality and Women's Empowerment Volume 1 Synthesis Report*
_____ (2011) *A New Strategic Vision for Girls and Women: Stopping Poverty before it starts*
_____ (2012) *Business Plan 2012-2015*
- Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (2012) *Gender Strategy*
_____ (2011) *Gender Matters in GIZ*
- Eerdewijk, A., and Dubel, I. (2012) 'Substantive Gender Mainstreaming and the Missing Middle: a View from Dutch Developing Agencies', *Gender & Development*, Vol.20, No.3
- Federal Ministry of Economic Cooperation and Development, Federal Republic of Nigeria (2009) *Action Plan on Gender 2009 -2012*
- Federal Republic of Nigeria (2009) *Nigeria Vision20: 2020 Economic Transformation Blueprint*
- Female Rehabilitation & Development Organization (2012) *Final Report: Animal Husbandry Project (Cow) Year 2011 for JICA/MOWA Joint Project on Poverty Reduction for Chronically Poor Women (PR-CPW)*.
- Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (2012) *Gender Strategy*
- Government office of Sweden (2010) *Policy on Gender Equality and Women's Right and Roles in the Swedish International Development Cooperation 2010-2015*
- International Development Center of Japan, International Development Associates Ltd. (2011) *Gender Mainstreaming and Social Inclusion Project Internal Mid-Term Review Report*
- Islamic Republic of Afghanistan (2008) *Afghanistan National Development Strategy 1387-1391 (2008-2013)*.
- JICA and GTZ (2008) *Chronically Poor Women in Afghanistan*.

- Lateef, S. (2012) *Gender Equality and Women's Empowerment*, presented at "Gender Inequalities in Asia and the Pacific-ADB Strategy and Approaches", October 5th, 2012, Tokyo
- Mehra & Gupta (2006) *Gender Mainstreaming :Making It Happen*
<http://www.icrw.org/publications/gender-mainstreaming-making-it-happen>
- Ministry of Agriculture Forestry and Fisheries, Kingdom of Cambodia (2006) *Gender Mainstreaming Policy and Strategy in Agriculture*
- Ministry of Commerce (2012) *Gender Mainstreaming Action Plan Update 2-12-2017 of the Ministry of Commerce*
- Ministry of Labour and Vocational Training, Kingdom of Cambodia (2008) *Gender Mainstreaming Action Plan in the Labour and Vocational Training Sectors*
- _____ (2009) *Action Plan to Implement the Rectangular Strategy, Phase II 2009-2013*
- Ministry of Rural Development, Royal Government of Cambodia (2012) *Gender Mainstreaming Action Plan 2012-2016*
- Ministry of Women's Affairs, Royal Government of Cambodia (2012) *Key Gender Statistics in Cambodia*
- Misra, A. (2011) *Gender Matters within GIZ, GIZ and its Gender Strategy 2010–2014 Integrating Gender into Projects & Programmes, Gender Analysis and Renewable Energy*
- Mitchell, S. (2004) 'What Lies at the Heart of the Failure of Gender Mainstreaming: The Strategy of the Implementation?' *Development Bulletin*, No. 64.
- Moser, C. (1989) 'Gender Planning in the Third World: Meeting Practical and Strategic Gender Needs, *World Development*', Vol.17, No.11.pp.1799-1825
- Moser, C. and Moser, A. (2005) 'Gender Mainstreaming since Beijing: A Review of Success and Limitations in International Institutions,' *Gender and Development*, Vol. 13, No. 2, July 2005.
- National Center for Women Development (2009) *Guidelines and Strategic Implementation Plan for the Activation of Women Development Centres (WDCS) in Nigeria*
- Organization for Economic Co-operation and Development, Development Assistance Committee (1996) *Development Assistance Committee (DAC) Peer Review: Japan*. Development Cooperation Review Series, No. 13.
- _____ (1999) *Development Assistance Committee (DAC) Peer Review: Japan*. Development Cooperation Review Series, No. 34.
- _____ (2003) *Development Assistance Committee (DAC) Peer Review: Japan*.
- _____ (2005) *The Paris Declaration on Aid Effectiveness*
- _____ (2008) *Accra Agenda for Action (2008)*
- _____ (2011a) *Development Assistance Committee (DAC) Peer Review: Japan*.
- Organization for Economic Co-operation and Development (2011) *Aid Effectiveness 2005-2010:Progress in Implementing the Paris Declaration*
- _____ (2011b) *Busan Partnership for Effective Development Co-operation*
- _____ (2012) *Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment: Statistical Overview*
- O'Neil, P. (2004) 'Rethinking Gender Mainstreaming (or Did we Ditch Women When We Ditched WID?)—A Personal View,' *Development Bulletin*, No.64.

- Sandler, J., and Rao, A.(2012) 'The Elephant in the Room and the Dragons at the Gate: Strategizing for Gender Equality in the 21st Century,' *Gender & Development*,Vol.20, No.3
- Schenkel, C. (2011) *The World Bank's Approach to Gender Mainstreaming*,
www.brettmwoodsproject.org/art-567919
- Sweden International Development Agency (1997) *Sida's Action Programme for Promoting Equality between Women and Men in Partner Countries:1997-2001*
- _____ (2002) *Mainstreaming Gender Equality, Synthesis report*
- _____ (2007) *Mainstreaming at Sida*
- _____ (2010) *Sida Evaluation Gender Equality in Swedish International Development Final Report*
- Sweetman, C. (2012) 'Introduction,' *Gender & Development*,Vol.20,No.3
- Tanaka, Y. (2009) 'Promoting Gender Equality in Japanese ODA: the Challenge of Assistance to Women in Afghanistan' Leheny,D.and Warren, Kay. "*Japanese Aid and the Construction of Global Development : Inescapable Solutions (Routledge Contemporary Japan)*" Routledge
- United Nations (2008) *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women*
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/co/CEDAW-C-NGA-CO-6.pdf>
- _____ (2010a) *Strengthening National Mechanisms for Gender Equality and the Empowerment of Women: Regional Study-Asia and the Pacific*
- _____ (2010b) *Commission on the Status of Women Report on the fifty-fourth session (13 March and 14 October 2009 and 1-12 March 2010)* Economic and Social Council Official Records, 2010 Supplement No. 7
<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N10/305/76/PDF/N1030576.pdf>
- _____ (2011) *UN-Women Strategic Plan 2011-2013*
- United Nations Development Program (2006) *Evaluation of Gender Mainstreaming in UNDP*
- _____ (2008) *Gender Equality Strategy 2008-2011*
<http://www.undp.or.jp/undpandjapan/widfund/development.shtml>
- _____ (2011) *Human Development Report*
http://hdr.undp.org/en/media/HDR_2011_EN_Table4.pdf Accessed 2013/1/12
- _____ (2012) *2008-2013 Gender Equality Strategy Mid-Term Review Report*
- United Nations Development Program Cambodia (2006) *Program Document of Partnership for Gender Equity, Phase II (2006-2009)*
- _____ (2011) *Program Document of Partnership for Gender Equity, Phase III (2011-2015)*
- United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (2010) *Strengthening National Mechanisms for Gender Equality and the Empowerment of Women: Regional Study – Asia and the Pacific.*
- UN Women (2011a) *Annual Report 2010-2011*
- _____ (2011b) *UN Women Brochure*
- USAID (2010) *Guide to Gender Integration and Analysis: Additional Help for ADS Chapters 201 and 203*
- _____ (2011) *USAID Policy Framework 2011-2015.*
- _____ (2012) *USAID Policy on Gender Equality and Female Empowerment.*

Watkins, F. (2004) *Evaluation of DFID Development Assistance: Gender Equality and Women's Empowerment DFID's Experience of Gender Mainstreaming: 1995 to 2004*

World Bank (2010) *Applying Gender Action Plan Lessons: A Three-Year Road Map for Gender Mainstreaming (2011- 2013)*

_____ (2011a) *Implementing the Bank's Gender Mainstreaming Strategy: FY09-FY10 Annual Monitoring Report*

_____ (2011b) *Gender Equality as Smart Economics: World Bank Group Gender Action Plan Four Year Progress Report (January 2007-December 2010)*

_____ (2012a) *World Development Indicators*

<http://data.worldbank.org/indicator/SE.ENR.PRIM.FM.ZS/countries>

_____ (2012b) *World Development Report 2012.*

World Economic Forum (2012) *Global Gender Gap Report 2012.*